

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和6年7月1日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

國民年金關係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第2300826号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（国）第2400013号

第1 結論

昭和56年＊月及び同年＊月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和56年＊月及び同年＊月

私は、自営業の父親から、20歳になり成人を迎えた後自立して社会の義務を果たし、権利を得るようにと厳しく指導されていたため、昭和56年＊月頃にA市役所又は同市役所B出張所で、国民年金の加入手続を行い、同年＊月又は＊月に同市役所、同出張所又はC郵便局で、請求期間である同年＊月及び同年＊月の国民年金保険料として、まとめて1万2,600円ぐらいを納付した。納付したことが分かる資料はないが、請求期間の国民年金保険料を納付しているので、調査の上、国民年金保険料の納付済期間として訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付について、昭和56年＊月頃に、自身で加入手続を行い、同年＊月又は同年＊月に、請求期間の国民年金保険料として、まとめて1万2,600円ぐらいを納付した旨主張している。

しかしながら、請求者の国民年金の加入手続は、D社会保険事務所（当時）からA市に払い出された国民年金手帳記号番号の払出簿及び請求者の国民年金手帳記号番号（以下「国民年金番号」という。）「＊」の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日により、昭和59年8月頃に行われたことが推認できることから、請求者の主張する国民年金の加入手続時期と相違している。

また、請求者に係るオンライン記録によると、20歳となった日（昭和56年＊月＊日）、厚生年金保険被保険者となったことにより国民年金の被保険者でなくなった日（昭和56年＊月＊日）、その後、国民年金の第3号被保険者となった日（平成5年12月29日）の資格処理日がいずれも「平成6年2月28日」であることが確認できることから、請求期間は当該資格処理日までは国民年金に未加入であり、制度上、請求期間に係る国民年金保険料を納付することができない。

さらに、請求者の主張のとおり、請求期間に係る国民年金保険料を納付するには、請求者に別の国民年金番号が払い出されている必要があるが、当該期間の始期から請求者の国民年金番号が払い出された時期までを通じて同一市内に居住していた請求者に対して、別の国民年金番号が払い出されるとは考え難い上、社会保険オンラインシステムによる氏名検索及び年金情報総合管理・照合システムによる調査を行なったものの、請求期間当時、請求者に別の国民年金番号が払い出された形跡は見当たらない。

加えて、請求期間当時、請求者の住民登録がされていたA市は、請求者に係る国民年金の加入手続を行ったことが確認できる資料及び請求期間に係る国民年金保険料の納付状況を確認できる資料はない旨回答している。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。